

成績に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第11条～第13条に定める成績の判定および単位の授与、学修の評価に必要な事項を定めることを目的とする。

(履修要件)

第2条 学生は、原則として教育課程に定められている順序で履修しなければならない。

- 2 修得すべき各看護学実習を履修するためには、原則として「実習における履修要件」を満たしていなければならない。

(科目の評価)

第3条 科目の評価は、各科目の修了時に行う。ただし、担当教員が必要と認めた場合には、修了前であっても、行うことができる。

(科目の評価方法)

第4条 科目の評価方法は、当該授業科目を担当する教員・講師が筆記試験・口頭試験・実技試験・レポート・その他適切な方法を用いて行い、臨地実習の評価は、所定の実習評価基準に基づき行う。

- 2 科目の評価に関わる提出物（レポート、記録物等）の提出時間は、原則8時50分とする。
原則以外の時間は、科目担当講師の指示に従う。指示を守れない場合はいかなる理由であれ、1割の減点とする。
- 3 学則5章、第12条に定められている評価区分の評価に準ずるが、科目担当講師による評価基準に従い評価することもある。
- 4 当該授業科目の各試験を受けようとする者は試験開始時間に16分以上遅れた場合、試験を受ける事はできない。

(科目の評価対象)

第5条 科目の評価を受ける資格は、当該科目毎に実施した授業時間数の3分の2以上出席した者に与える。ただし、次の各号に該当する者で、学校長がやむを得ないと認めた場合に限り、補講を受け、評価を受けることができる。

- (1) 出席時間数が3分の2にならない者で、履修に関する規程第4条第2項で定められた事項に該当する者
- (2) 前項により補習を受けようとする者は、補講願を提出しなければならない。

(成績評価)

第6条 科目試験の評価は次のとおり、S、A、B、Cを合格とする。

- (1) 90点以上をSとする。
- (2) 80点以上90点未満をAとする。

- (3) 70点以上80点未満をBとする。
- (4) 60点以上70点未満をCとする。
- (5) 60点未満をDとする。

(追試験)

第7条 定められた期日に科目試験を受けることができなかった理由が履修に関する規程第4条第2項で定められた事項に該当する者は、追試験を受けることができる。ただし、追試験は原則として1回とする。

- 2 追試験を受けようとする者は、当該試験科目の試験が実施された後、すみやかに再追試験(実習)願(第13号様式)を提出しなければならない。

(追試験の評価)

第8条 追試験の評価は得点の8割とする。

- 2 追試験が不合格の場合は、再試験を受けることができる。

(再試験)

第9条 科目試験(追試験を含む)の結果が合格点に満たない者は、再試験を受けることができる。ただし、再試験は原則として1回とする。

- 2 再試験を受けようとする者は、当該試験結果発表から7日以内に、再追試験(実習)願(第13号様式)を提出しなければならない。
- 3 再試験を受けようとする者が履修に関する規程、第4条第2項で定められた事項に該当する理由で受けることができなかった場合、再試験の追試験を受けることができる。

(再試験の評価)

第10条 再試験の評価は60点以上を合格とする。ただし、成績の評価はすべて60点(C評価)とする。

(補習)

第11条 履修に関する規程第4条2項に該当する者は補習を行うことができる。

- (1) 講義科目の補習は、講義その他の方法による
- (2) 実習の補習は、実習その他の方法による

(未修得科目の履修)

第12条 科目の修得が不可の場合には、次年度以降在籍中に再履修し受験した後、評価を受ける。再履修する者は、4月の前期始業より7日以内に1年間の履修願いを提出しなければならない。

- 2 受験資格を失った者で、当該欠席理由が認められずに科目の修得が不可の場合には、再度履修をしなければならない。再度履修しようとする者は、4月の前期始業日より7日以内に1年間の履修願(第13-4号様式)を提出しなければならない。
- 3 前年度未履修科目がある者は未履修科目を優先とし、実習は履修できない。ただし、基礎分野科目はこの限りではない。(原級留め置きの対象者の履修)

第13条 原級留め置きの対象者は、未履修科目だけでなく、その学年の専門基礎分野、専門分野の科目を再度履修しなければならない。

(聴講)

第14条 聴講を希望する科目については、4月の前期始業日より7日以内に1年間の聴講願(第13-4号様式)を提出し、担当の講師の許可により聴講することができる。

(臨地実習の評価)

第15条 臨地実習の成績は、各実習修了時に、担当教員が評価する。

2. 臨地実習の評価が合格点に満たない者は、再実習を受けることができる。
3. 再実習の評価は、60点以上を合格とする。ただし、成績の評価はすべて60点とする。
4. 臨地実習の出席時間が3分の2に満たない者で、かつ第4条1項の理由に該当する者は追実習を受けることができる。
5. 追実習の結果、60点以上を合格とする。ただし、追実習の評価は得点の8割とする。
6. 追実習の結果が合格点に満たない場合は再実習を受けることができる。
7. 実習の再実習、追実習は前期1科目、後期1科目、特別措置が認められた場合には3月に1科目実施することを原則とする。
8. 再実習、追実習を受けようとする者は夏期休暇前までの実習終了後ならびに後期実習終了後7日以内に、再試験・追試験(実習)願(第13号様式)を提出しなければならない。
9. その他学校長が必要と認める場合は評価を受けることができる。

(受験料)

第16条 追試験・再試験の受験料は1単位2,000円とする。

但し、追実習・再実習の実習料は、1日2,000円とする。

(不正行為)

第17条 試験ならびに実習において不正行為を行った者については懲戒処分とする。

2 試験ならびに実習にかかわる不正行為は、当該科目の評価の資格を失う。不正行為とは以下のことをいう。

- (1) 本人に代わって受験する事、または受験させる事
- (2) 不正使用の目的をもって作成された文書などを試験場に持ち込む事
- (3) 持ち込みが許可されていない書籍・電子辞書・ノート等を利用する事
- (4) 携帯電話などの送信機その他の通信手段を用いる事
- (5) 机、筆記用具等に不正な書き込みをして受験する事
- (6) 他人の答案用紙と交換する事
- (7) 他人の答案またはレポートなどを書き写し、または書き写させる事
- (8) 他人の答案を覗き見る事
- (9) 私語・動作等によって不正な連絡を試みる事
- (10) 答案用紙の破棄・偽名の記入等により答案整理を混乱させようとする事
- (11) 剽窃行為により、レポートなどを作成すること。

上記「剽窃行為」とは「自分の文章でないものを自分の文章として提出する行為」である。

(12) その他、試験監督や実習指導者が不正行為と認めたもの

3 監督者の指示に従わない者は、受験できない

(卒業)

第18条 学則第27条により、学校長が卒業を認定する。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は運営会議の議を経て学校長の承認を得るものとする。

附 則 この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は平成25年4月1日から一部改正の上施行する。

附 則 この規程は平成26年4月1日から一部改正の上施行する。

附 則 この規程は平成28年4月1日から一部改正の上施行する。

附 則 この規程は平成30年4月1日から一部改正の上施行する。

附 則 この規程は平成31年3月31日から一部改正の上施行する。

附 則 この規程は令和2年4月1日から一部改正の上施行する。

附 則 この規程は令和3年4月1日から一部改正の上施行する。

附 則 この規程は令和5年12月1日から一部改正の上施行する。